

## 国有境内地処分問題の憲法史的展望

大石 眞（京都大学）

本報告は、砂川市政教分離訴訟に関する 2010 年（平 22）1 月 20 日最高裁大法廷判決の思考枠組みを提供したと考えられている、いわゆる国有境内地処分法について、憲法史的な考察を加えようとするものである。したがって、その最高裁判決の当否を論じたり批評したりすることは、私に与えられた課題には属さない。本報告は、もっぱら国有境内地処分問題の沿革・背景及びその問題への立法的解決への道程を検討することを目的とする。

この国有境内地処分法は、精確には「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」（昭和 22 年 4 月法律 53 号）——これを第二次境内地処分法と呼ぶ——といい、政教分離原則の一環をなす日本国憲法 89 条前段に定める公金支出・公的財産供用の禁止との関係が争われる数少ない立法例である。しかし、それは、明治憲法の下で宗教団税法（昭和 14 年 4 月法律 77 号）と同時に成立し、長年の懸案であった社寺境内地処分問題に対して一定の解決策を示した「寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」（昭和 14 年 4 月法律 78 号）——これを第一次境内地処分法という——の後身に当たる。

したがって、国有境内地処分問題の沿革や背景、そして国有境内地処分法が設定した問題解決の枠組みを精確に知るためには、たんに現行制度の表層的な理解だけでは足りないのであって、その問題をめぐって多くの立法例や裁判例が展開された明治憲法時代、さらに明治憲法制定以前の各種の取組みにまで遡る必要がある。

本報告は、このような趣旨と意図に基づいて、国有境内地処分問題の考察にとって必要な憲法史的な視点を提供するという意味で、(1)国有境内地処分問題の沿革、(2)明治憲法と国有土地森林原野下戻法、(3)行政裁判所と社寺境内地還付問題、(4)第一次境内地処分法の成立前後、(5)日本国憲法と第二次境内地処分法の制定というように、主要な法案・立法例や判例等の動きを時系列的に整理するとともに、憲法上の論点に焦点を絞った検討を行うことにしたい。

なお、本報告に密接に関連する私の論考としては、大石 眞『憲法史と憲法解釈』（信山社、2000 年）の第三部「憲法史と憲法解釈——社寺境内地処分問題の場合」（199-263 頁）がある。ご参照いただければ、幸いである。